

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

目次	ページ
告示	
○議決を経た予算の要領 (財政課)	1
○平成19年度准看護師試験の実施 (医療薬務課)	9
○生活保護法による医療機関の指定 (福祉指導課)	9
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (")	9
○生活保護法による指定医療機関の再開の届出 (")	9
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	9
○大規模小売店舗内の店舗面積を基準面積以下とする届出 (")	9
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課)	10
◎土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	10
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	16
○道路の供用開始 (3件) (")	16
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	
	<10・23揭示>
○狩猟免許試験の実施 (鳥獣対策室)	17
高知県教育委員会告示	
◎告示 (高知県立高等学校における専門教育に関する各教科・科目の標準単位数等の定め) の廃止	17
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 <10・19揭示>	17
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 <" >	18
◎職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 <" >	18
◎給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 <" >	18
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	18
高知県収用委員会公告	
○公示による通知 (2件)	18
○収用の裁決手続の開始の決定 (3件)	19

告 示

高知県告示第695号

平成19年9月高知県議会定例会において議決を経た予算の要領は、次のとおりである。

平成19年11月2日

高知県知事 橋本 大二郎

平成19年度高知県一般会計補正予算

平成19年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,785,917千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ429,172,698千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,215,268	2,000	3,217,268	歳 入 合 計		423,386,781	5,785,917	429,172,698
	2 負担金	3,147,135	2,000	3,149,135					
8 使用料及び手数料		6,189,370	59,469	6,248,839					
	2 手数料	1,463,639	59,469	1,523,108					
9 国庫支出金		53,280,513	2,530,213	55,810,726					
	1 国庫負担金	22,515,423	2,353,414	24,868,837					
	2 国庫補助金	29,168,683	172,419	29,341,102					
	3 委託金	1,596,407	4,380	1,600,787					
12 繰入金		19,504,109	276,538	19,780,647					
	2 基金繰入金	18,310,080	276,538	18,586,618					
13 繰越金		6,855	1,601,973	1,608,828					
	1 繰越金	6,855	1,601,973	1,608,828					
14 諸収入		28,363,583	29,724	28,393,307					
	8 雑入	6,325,874	29,724	6,355,598					
15 県債		53,887,000	1,286,000	55,173,000					
	1 県債	53,887,000	1,286,000	55,173,000					

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		14,352,524	4,721	14,357,245	11 警 察 費		21,795,185	85,617	21,880,802
	1 総 務 費	11,871,658	4,721	11,876,379		2 警 察 活 動 費	1,922,971	85,617	2,008,588
3 企 画 振 興 費		9,688,884	24,871	9,713,755	12 災 害 復 旧 費		2,652,068	3,549,819	6,201,887
	1 企 画 振 興 費	6,024,017	24,871	6,048,888		2 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	53,820	155,307	209,127
4 健 康 福 祉 費		54,893,022	136,056	55,029,078		3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,017,673	3,394,512	5,412,185
	2 健 康 費	24,420,154	18,070	24,438,224	歳 出 合 計		423,386,781	5,785,917	429,172,698
	3 福 祉 費	27,787,459	117,986	27,905,445					
6 商工観光労働費		5,823,728	313,879	6,137,607					
	1 商 工 費	4,062,120	290,808	4,352,928					
	2 観 光 費	910,649	23,071	933,720					
8 農林水産業費		29,705,774	52,534	29,758,308					
	4 森 林 林 業 費	12,704,386	37,984	12,742,370					
	5 水 産 業 費	5,121,203	14,550	5,135,753					
9 土 木 費		72,780,480	1,612,740	74,393,220					
	1 土 木 総 務 費	13,677,392	31,938	13,709,330					
	3 砂 防 費	4,700,851	40,000	4,740,851					
	4 道 路 橋 梁 費	28,543,836	191,663	28,735,499					
	5 都 市 計 画 費	6,462,095	6,410	6,468,505					
	6 建 築 費	2,185,810	59,469	2,245,279					
	7 港 湾 空 港 費	11,279,939	1,283,260	12,563,199					
	10 教 育 費	95,747,597	5,680	95,753,277					
	4 生 涯 学 習 費	838,327	5,680	844,007					

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
8 農林水産業費			500,000
	5 水産業費	広域漁場整備事業費	500,000
9 土木費			3,016,000
	2 河川費	広域河川改修事業費	476,000
	4 道路橋梁費		1,100,000
		道路改築費	900,000
		地方道路交付金事業費	200,000
	5 都市計画費		1,440,000
		都市計画街路事業費	685,000
住宅宅地関連公共施設整備促進事業費		755,000	
合 計			3,516,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
アウトソーシング推進関連広報紙編集等委託料	平成19年10月11日から 平成23年3月31日まで		22,165
アウトソーシング推進関連女性の自立支援促進事業委託料	平成19年10月11日から 平成23年3月31日まで		55,440
ジャパンフラワーフェスティバル開催事業費に対する補助	平成19年10月11日から 平成21年3月31日まで		21,750
高知県1漁協の財務管理等システム構築に対する補助	平成19年10月11日から 平成21年3月31日まで		39,545
高知県1漁協の財務改善資金の利子補給	平成19年10月11日から 平成30年3月31日まで	融資額800,000千円以内の年利率2.0パーセント以内の額	

2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
企業立地促進要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助	平成19年4月1日から平成24年3月31日まで	412,650	平成19年4月1日から平成24年3月31日まで	778,200

第4表 地方債補正
変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
治 山 事 業 費	1,735,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成20年度から平成49年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	1,737,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成20年度から平成49年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
河 川 海 岸 事 業 費	2,198,000				2,203,000			
砂 防 事 業 費	1,940,000				1,957,000			
道 路 橋 梁 事 業 費	5,781,000				5,866,000			
公 共 土 木 施 設 等 災 害 復 旧 事 業 費	732,000				1,906,000			
国 直 轄 事 業 費 負 担 金	9,212,000				9,215,000			
計	53,887,000				55,173,000			

平成19年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算

平成19年度高知県の流通団地及び工業団地造成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172,463千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,164,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1 流通団地及び工業団地造成事業収入		2,992,124	172,463	3,164,587	1 流通団地及び工業団地造成事業費		2,992,124	172,463	3,164,587
	2 工業団地造成事業収入	484,937	172,463	657,400		2 工業団地造成事業費	484,937	172,463	657,400
歳 入 合 計		2,992,124	172,463	3,164,587	歳 出 合 計		2,992,124	172,463	3,164,587

第2表 地方債補正

追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業団地造成事業費	85,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成20年度から平成49年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

平成19年度高知県営林事業特別会計補正予算

平成19年度高知県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ964,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,276,175千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 営 林 事 業 収 入		312,135	964,040	1,276,175	1 県 営 林 事 業 費		312,135	964,040	1,276,175
	1 県 営 林 事 業 収 入	312,135	964,040	1,276,175		1 県 営 林 事 業 費	312,135	964,040	1,276,175
歳 入 合 計		312,135	964,040	1,276,175	歳 出 合 計		312,135	964,040	1,276,175

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
県 営 林 活 用 雇 用 創 出 事 業 費 負 担 金	平成19年10月11日から 平成25年3月31日まで	202,920

第3表 地方債補正
変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公有林整備事業費	33,000	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 農林漁業金融公庫	% 5.0以内	1 平成20年度から平成69年度までの50箇年以内において、年賦元利均等償還又は年賦元金均等償還とする。 2 財政の都合により、起債額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。	988,000	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 農林漁業金融公庫	% 5.0以内	1 平成20年度から平成69年度までの50箇年以内において、年賦元利均等償還又は年賦元金均等償還とする。 2 財政の都合により、起債額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

平成19年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算

平成19年度高知県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,562,067千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,698,725千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳入					歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業収入		1,136,658	2,562,067	3,698,725	1 港湾整備事業費		1,136,658	2,562,067	3,698,725
	1 港湾整備事業収入	1,136,658	2,562,067	3,698,725		1 港湾整備事業費	1,136,658	2,562,067	3,698,725
歳入合計		1,136,658	2,562,067	3,698,725	歳出合計		1,136,658	2,562,067	3,698,725

高知県告示第696号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、平成19年度准看護師試験を次のとおり行う。

平成19年11月2日

高知県知事 橋本 大二郎

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成20年2月9日（土）午後1時30分から

(2) 場所

高知市大津乙811 高知県立総合看護専門学校

2 受験願書の提出期間

平成20年1月4日（金）から同月11日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、平成20年1月11日付けの消印のあるものまで受け付ける。

3 受験願書及び添付書類

受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康福祉部医療業務課に直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (1) 受験願書（県所定の様式によること。）
- (2) 履歴書（県所定の様式によること。）
- (3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- (4) 修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書
修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成20年3月7日（金）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。
- (5) 試験手数料 6,900円（受験願書に高知県収入証紙を貼り付けること。）

4 受験資格

- 次のいずれかに該当する者であること。
- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- (3) 法第21条第1号、第2号又は第4号の規定に該当する者
- (4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第4号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

5 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

6 合格発表

平成20年3月10日（月）午前9時に、合格者の受験番号を高知県保健衛生総合庁舎5階西会議室に掲示する。

7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成19年12月14日（金）までに高知県健康福祉部医療業務課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

高知県告示第697号

生活保護法（昭和25年法律144号）第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成19年11月2日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所在地	指定年月日
正木整形外科	四万十市中村新町2-9	平19・10・1
こいけクリニッ	中村大橋通6-3-7	〃 〃 〃
ク		
中土佐町立大野見診療所	高岡郡中土佐町大野見吉野234	〃 〃・9
岩本薬局	室戸市室津2648-2	〃 〃・1
十市薬局	南国市十市1965	〃 8・24
よこまち薬局	土佐市高岡町甲1894-10	〃 10・1

高知県告示第698号

生活保護法（昭和25年法律144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年11月2日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
正木整形外科	四万十市中村新町2-9	平19・9・30
中土佐町立大野見診療所	高岡郡中土佐町大野見吉野14	〃 10・8
岩本薬局	室戸市室津2648	〃 9・30
十市薬局	南国市十市1965	〃 8・23
よこまち薬局	土佐市高岡町甲1894-10	〃 9・30

高知県告示第699号

生活保護法（昭和25年法律144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の再開について次のとおり届出があった。

平成19年11月2日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所在地	再開年月日

楠目病院 香美市土佐山田町百石町1-12 平19・10・1-1

高知県告示第700号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年11月2日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
- (2) 届出者の住所
高知市知寄町二丁目1番37号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーマート神田店
高知市神田804
- (4) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前10時から午後9時まで
（変更後）午前9時から午後9時まで
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前10時から午後9時まで
（変更後）午前9時から午後9時まで
- (5) 変更年月日
平成19年10月19日

2 届出年月日

平成19年10月18日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第701号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとお

り告示する。
平成19年11月2日
高知県知事 橋本 大二郎

1 届出者の名称
ア 有限会社絃 代表取締役 町田 照代
イ 株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹

2 届出者の住所
ア 高知市中須賀町1番地
イ 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

3 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザコーチ
高知市帯屋町二丁目2番5号

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成19年9月1日

高知県告示第702号
土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成19年11月2日

高知県知事 橋本 大二郎

1 起業者の名称
社会福祉法人香南会

2 事業の種類
認知症高齢者グループホーム「あさぎり四万十の里」整備事業

3 起業地
(1) 収用の部分
高岡郡四万十町窪川字蔵谷地内
(2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由
平成19年9月12日に社会福祉法人香南会から申請のあった認知症高齢者グループホーム「あさぎり四万十の里」整備事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業(第二種社会福祉事業)としてグループホームを整備しようとするものであり、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設」に係る事業に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人香南会は、本件事業の施行に伴う定款の変更について、社会福祉法第43条の規定による所轄庁の認可を受けており、また、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による地域密着型サービス事業者の指定について、本件事業の起業地が存する四万十町長から内示を受けている。更に、平成19年度予算において既に財源措置を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
四万十川の中流域に位置する四万十町は、過疎化による人口の減少とともに高齢者層の増加が著しく、高齢化率も34.5パーセントに達している。
特に、町内の68パーセントの高齢者をかかえる窪川地域では、認知症高齢者も多く、高齢者を取り巻く諸問題は、より深刻となっている。
しかしながら、窪川地域の認知症高齢者グループホームは、同地域の東部地区に集中しているため、同地域の西部地区の認知症高齢者は、家族の介護負担が極めて大きい在宅介護又は住み慣れた地域から離れた施設への入居に頼らざるを得ず、認知症高齢者及び家族はもとより、認知症高齢者を抱える地域の不安も増大している。
本件事業は、認知症高齢者が住み慣れた地域で、専門スタッフに見守られながら少人数で共に暮らす家で、人と人との当たり前のかかわりを大切にしながら、一人ひとりのかけがえのない暮らしと歴史を守り、息づかせていくための環境を提供することを目的とした認知症高齢者グループホームを整備するもので、これを窪川地域の西部地区に整備することにより、認知症高齢者及び家族、更に地域の不安を解消することができる。
以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
なお、本件事業の起業地については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。)に定める立地及び設備に関する条件を満たしており、合理的であると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について
本件事業の起業地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。
したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。
以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性
ア 本件事業を早期に施行する必要性
(3)のアで述べたように、四万十町の窪川地域の西部地区には、認知症高齢者グループホームがなく、認知症高齢者は、家族の介護負担が極めて大きい在宅介護又は住み慣れた地域から離れた施設への入居に頼らざるを得ない状況となっており、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。
イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本件事業に係る起業地の範囲は、基準省令に基づくものであり、認知症高齢者グループホームとしての効用が発揮されるために必要な範囲と認められる。
更に、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。
以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論
(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。
以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
四万十町役場

高知県告示第703号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成19年11月2日
高知県知事 橋本 大二郎

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
207-89-231	百笑北谷	四万十市中村及び中村百笑町(別紙図面のと	土石流

		おり)	
207-89-511	岩田南谷	四万十市岩田及び中村(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-018	丸の内川(1)	四万十市中村及び中村羽生小路(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-019	丸の内川(2)	四万十市中村及び中村羽生小路(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-232	不破東谷(1)	四万十市不破(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-233	不破東谷(2)	四万十市不破(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-026	かみの谷川	四万十市麻生(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-027a	高知谷川(1)	四万十市秋田(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-027b	高知谷川(2)	四万十市秋田(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-028	柿谷	四万十市秋田及び安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-029a	尾崎谷川(1)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-029b	尾崎谷川(2)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-043	オゴソ谷川(1)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-044	オゴソ谷川(2)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流

207-85-045	八宗田川東谷(2)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-046	八宗田川東谷(3)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-047f	走り川川(1)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-047i	走り川川(2)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-245	茶屋谷	四万十市秋田(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-246	柿谷谷川	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-267	八宗田川西谷(1)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-511	麻生北谷(1)	四万十市麻生(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-512	麻生北谷(2)	四万十市麻生(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-513	麻生南谷	四万十市麻生(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-514a	戸板谷川南谷(1)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-514b	戸板谷川南谷(2)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-514c	戸板谷川南谷(3)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流

207-85-515	八宗田川西谷(2)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-516	八宗田川西谷(3)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-517a	八宗田川西谷(4)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-517b	八宗田川西谷(5)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-518	八宗田川西谷(6)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-519	八宗田川西谷(7)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-520	八宗田川東谷(1)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-022	薫的川(1)	四万十市佐岡(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-023	薫的川(2)	四万十市佐岡(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-025	明神谷川(1)	四万十市佐岡(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-026	明神谷川(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-029	スベリバ川(12)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89	橋谷川	四万十市古津賀(別紙	土石流

-030a	(1)	図面のとおり)	
207-89-030b	橋谷川(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-030c	橋谷川(3)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-031	沢の峠川南谷(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-032	沢の峠川南谷(3)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-236a	観音寺谷(1)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-236b	観音寺谷(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-237	橋の内西谷(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-239a	スベリバ川(4)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-239b	スベリバ川(5)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-239e	スベリバ川(6)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-239f	スベリバ川(7)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-239g	スベリバ川(8)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-239h	スベリバ川(9)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-239i	スベリバ川(10)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-239j	スベリバ川(11)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-240	沢の峠川北谷	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-241	沢の峠川南谷(1)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-512a	ムクノ川川(1)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-512b	ムクノ川川(2)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-512d	ムクノ川川(3)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-512e	ムクノ川川(4)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-515	金比羅川西谷	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-516a	金比羅川(1)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-516b	金比羅川(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-516c	金比羅川(3)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-517a	古津賀川(1)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-517b	古津賀川(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-517c	古津賀川(3)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-517d	古津賀川(4)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-518	橋の内西谷(1)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-519a	スベリバ川(1)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-519b	スベリバ川(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-519c	スベリバ川(3)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-520	スベリバ川(13)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-521	逢坂谷西谷(1)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-522	逢坂谷西谷(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-523a	逢坂谷西谷	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流

	(3)		
207-89-523b	逢坂谷西谷(4)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-523c	逢坂谷西谷(5)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-524a	逢坂谷川(1)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-524b	逢坂谷川(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-525	カソノ川	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-526a	沢の峠川(1)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-526b	沢の峠川(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-527	井沢川西谷	四万十市井沢(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-528	ヒヤ川南谷	四万十市竹島(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-529a	竹島川南谷(1)	四万十市竹島(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-529b	竹島川南谷(2)	四万十市竹島(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-529d	竹島川南谷(3)	四万十市竹島(別紙図面のとおり)	土石流
I-3563	右山(5)	四万十市中村及び中村大橋通六丁目(別紙図	急傾斜地の崩壊

		面のとおり)	
I-3565	弥生町	四万十市中村、中村大橋通三丁目、中村大橋通四丁目、中村大橋通五丁目、中村大橋通六丁目、中村栄町及び中村羽生小路(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3567	本町	四万十市中村本町一丁目及び中村京町一丁目(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3568	山手通	四万十市中村、中村大橋通二丁目及び中村山手通(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3569	百笑	四万十市中村及び中村百笑町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3570	上小姓町	四万十市中村、中村上小姓町、中村小姓町及び中村山手通(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3571	丸ノ内	四万十市中村、中村桜町及び中村丸の内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3572	丸ノ内北	四万十市岩田、中村及び中村丸の内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3573	小畑(1)	四万十市中村及び中村百笑町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3574	百笑北	四万十市中村及び中村丸の内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3575	丸ノ内	四万十市中村及び中村	急傾斜地の崩壊

	ハイランド	丸の内(別紙図面のとおり)	
I-3576	カッラ山	四万十市岩田、佐田及び中村(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3577	大用寺(1)	四万十市岩田及び中村(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3578	小森	四万十市岩田及び中村(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7510	大用寺(2)	四万十市岩田及び中村(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7513	カッラ山団地	四万十市岩田及び中村(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-335	小畑(2)	四万十市中村、中村百笑町及び中村丸の内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3551	角崎	四万十市右山、角崎及び不破(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3552	倉ノ段	四万十市右山、角崎及び不破(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3553	不破(1)	四万十市不破(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3556	不破口	四万十市不破(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3557	不破上	四万十市不破及び不破上町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3559	右山(1)	四万十市右山元町二丁目及び右山元町三丁目(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-3560	右山(2)	四万十市右山及び右山元町二丁目(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3453	木ノ津(2)	四万十市井沢及び古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊		(2)	岡(別紙図面のとおり)	
I-3561	右山(3)	四万十市右山、右山元町一丁目、右山元町二丁目、不破及び不破上町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3454	下ノ森(東)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3468	佐岡中	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3562	右山(4)	四万十市右山、右山五月町及び右山元町一丁目(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3455	下ノ森	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3469	佐岡上(1)	四万十市佐岡(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3564	右山元町	四万十市右山、右山元町一丁目及び不破上町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3456	峰ノ森	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3470	東山小学校	四万十市佐岡(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3566	羽生小路	四万十市中村、中村岩崎町、中村四万十町、中村羽生小路、中村弥生町及び不破(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3457	古津賀第1団地	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3471	安並南	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3702	右山(6)	四万十市右山及び右山元町一丁目(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3458	古津賀第2団地(西)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3472	走川	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3703	上谷北	四万十市中村、中村岩崎町及び不破(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3459	古津賀第2団地(1)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3473	灘走川(1)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7507	不破(2)	四万十市不破(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3460	古津賀第2団地(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3474	谷ノ坊	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7508	緑ヶ丘団地1	四万十市不破(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3461	古津賀(1)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3475	八宗田(1)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7509	緑ヶ丘団地2	四万十市右山及び不破(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3463	古津賀(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3476	柿谷(1)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-338	不破(3)	四万十市不破(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3464	橋ノ内(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3477	福井谷	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
				I-3465	橋ノ内(3)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3478	高井(1)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
				I-3466	佐岡(1)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3479	安並(1)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
				I-3467	佐岡	四万十市古津賀及び佐	急傾斜地の崩壊	I-3480	尾崎(1)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
								I-3481	安並団地	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-3482	柿谷(2)	四万十市秋田及び安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3483	戸板山(1)	四万十市秋田及び安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3484	秋田(南)	四万十市秋田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3485	秋田	四万十市秋田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3486	松田口	四万十市麻生(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3487	麻生(2)	四万十市麻生(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7245	古津賀(3)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7246	古津賀(4)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7247	古津賀(5)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7248	橋ノ内(4)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7249	橋ノ内(5)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7250	橋ノ内(6)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7251	橋ノ内(7)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7252	橋ノ内(8)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7253	橋ノ内(9)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-7254	橋ノ内(10)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7255	古津賀上(1)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7256	古津賀上(2)	四万十市古津賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7257	佐岡上(2)	四万十市佐岡(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7258	佐岡北	四万十市佐岡(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7259	谷ノ前	四万十市佐岡(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7260	薫的口	四万十市佐岡(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7261	佐岡(3)	四万十市佐岡(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7262	後田谷	四万十市佐岡及び安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7263	灘走川(2)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7264	灘	四万十市灘及び安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7265	八宗田(2)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7266	八宗田(3)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7267	八宗田(4)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7268	八宗田(5)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-7269	八宗田(6)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7270	安並(2)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7271	安並(3)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7272	柿谷北	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7273	高井(2)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7274	尾崎(2)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7275	宮岡谷北	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7276	ムクノ川口	四万十市秋田及び安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7277	柿谷(3)	四万十市秋田及び安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7278	神畑(3)	四万十市秋田及び安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7279	吉竹	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7280	戸板山(2)	四万十市安並(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7281	秋田上	四万十市秋田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7282	戸板(2)	四万十市秋田及び麻生(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7283	宮田口	四万十市麻生及び藤(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

Ⅲ-326	木ノ津(1)	四万十市井沢及び古津賀(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-327	橋ノ内(1)	四万十市古津賀(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-328	ムクノ川	四万十市安並(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-329	神畑(1)	四万十市秋田及び安並(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-330	神畑(2)	四万十市秋田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-331	戸板(1)	四万十市秋田、麻生及び田野川乙(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-332	麻生(1)	四万十市麻生(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3441	双海	四万十市双海(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3448	福満	四万十市竹島及び鍋島(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3449	竹島	四万十市井沢及び竹島(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3450	岡(1)	四万十市井沢(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3451	井沢	四万十市井沢及び古津賀(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3452	沖(1)	四万十市井沢(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-7239	上鍋島(1)	四万十市竹島及び鍋島(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

Ⅱ-7240	福重	四万十市竹島(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-7241	福満上	四万十市井沢及び竹島(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-7242	福満下	四万十市井沢(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-7243	岡(2)	四万十市井沢(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-7244	沖(2)	四万十市井沢(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-324	上鍋島(2)	四万十市鍋島(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第704号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成19年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年11月2日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 440号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町田野々 1450番1から 高岡郡檮原町下本村 371番1まで	前	13.3 } 60.2	911
	後	13.0 } 55.4	

高知県告示第705号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成19年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月2日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山高川字 落シ1921番1から 高知市土佐山高川字 武左衛門タカトヤ 1898番25まで	前	6.0 } 16.7	330
	後	6.0 } 29.8	

高知県告示第706号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成19年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年11月2日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 前浜植野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市植野字神母ノ 木211番1から 南国市植野字神母ノ 木211番4まで	前	8.0 } 9.0	36
	後	15.0 } 16.0	

高知県告示第707号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成19年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年11月2日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 440号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡檮原町井の谷774番1から 高岡郡檮原町下本村367番地先まで	1,466	平成19年11月2日

高知県告示第708号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年11月2日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山高川字落シ1921番1から 高知市土佐山高川字武左衛門タカトヤ1898番25まで	330	平成19年11月2日

高知県告示第709号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年11月2日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 前浜植野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日

南国市植野字神母ノ木211番1から 南国市植野字神母ノ木211番4まで	36	平成19年11月2日
--	----	------------

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年10月23日から2週間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年10月23日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成19年10月23日	特定非営利活動法人アグリ支援会	樋口 諭	高岡郡四万十町本堂434番地	この法人は、農業を守り育て、地域作りに貢献できる人材を育成するため、就農希望者に対して技術援助等の支援活動を行うとともに、環境保全型農業の推進を通じて、農村の多様な環境創造と地域社会の活性化を図り、もって緑豊かな高知県の農業の発展に寄与することを目的とする。

~~~~~  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。  
平成19年11月2日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 実施の日時及び場所等

| 日時                    | 場所           | 試験を実施する免許の種類 |
|-----------------------|--------------|--------------|
| 平成20年1月24日<br>午前10時から | 高知県立ふくし交流プラザ | わな猟免許        |
| 〃 〃 25日               | 〃            | 第一種銃猟免許      |

2 免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については4,000円、その他の者については5,300円(高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄にはり付けること。)

3 免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県政策企画部鳥獣対策室に平成20年1月15日までに到着するように提出すること。

4 免許申請書の配布場所

高知県政策企画部鳥獣対策室及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県政策企画部鳥獣対策室に問い合わせること。

-----  
**教育委員会告示**  
-----

**高知県教育委員会告示第9号**

平成4年6月高知県教育委員会告示第4号(高知県立高等学校における専門教育に関する各教科・科目の標準単位数等の定め)は、廃止する。

平成19年11月2日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

-----  
**人事委員会規則**  
-----

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第30号**

**職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項中「第10条」を「第12条」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年10月19日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第31号
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。
第1条第6号中「第5条の3第1項」を「第7条第1項」に改める。
第7条第4号中「第5条の3第2項」を「第7条第2項」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年10月19日（揭示済）  
高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第32号**  
**職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則**  
職員の育児休業等に関する規則（平成11年高知県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。  
第3条中「第5条の3第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第4条とする。  
第2条中「第5条の3第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第1号ア中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次条において「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。  
（再度の育児休業をすることができる場合における育児休業をした職員の配偶者の子の養育方法）  
**第2条** 育児休業条例第3条第4号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。  
第5条中「第10条」を「第12条」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年10月19日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第33号
給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年高知県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。
第2条第7号中「」第6条」を「」第8条」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年11月2日  
高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第34号**  
**特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則**  
特勤勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の町の項中「柳瀬本村892」を「柳瀬本村589-1」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の特勤勤務手当等に関する規則の規定は、平成19年10月9日から適用する。

-----  
**収用委員会公告**  
-----

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているもので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。  
なお、当該書面を受領しないときは、平成19年11月9日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。  
平成19年11月2日  
高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書面の種類  
平成19年10月19日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

土佐市新居字北ノ丸5313番、5316番及び5321番の土地の所有者のうち次の者

- 住所不明 森澤 子末
- 住所不明 森澤 幸男
- 住所不明 森澤 秀雄
- 住所不明 中内 秀吉
- 住所不明 中内 迪夫
- 住所不明 近澤 三重
- 住所不明 坂本 寅吉
- 住所及び氏名不明 亡渡辺孝夫の相続人
- 住所不明 久保 正恵
- 住所不明。ただし、戸籍の附票上の住所  
アメリカ合衆国カリフォルニア州ベニス420

- 住 藤 敏子
- 住所不明 市木 博
- 住所及び氏名不明 亡市木博の相続人
- 住所不明 松岡 春壽
- 住所不明 松岡 正夫
- 住所不明 松岡 次郎
- 住所不明 松岡 三郎
- 住所不明 矢野 博
- 住所不明 本多 知行
- 住所及び氏名不明 亡中内等の相続人
- 住所及び氏名不明 亡中島高の相続人
- 住所不明 亡久保貞次の相続人
- 住所不明 亡中島元良相続財産 相続財産管理人 不明
- 住所不明 亡森沢林太郎相続財産 相続財産管理人 不明

~~~~~  
土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているもので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書面を受領しないときは、平成19年11月9日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。
平成19年11月2日
高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書面の種類
平成19年10月19日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
土佐市新居字田所分3683番20の土地の所有者
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明。ただし、登記簿上の住所
吾川郡春野村仁ノ 新階銀平

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成19年11月2日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・吾川郡春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土佐市新居地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
北ノ丸	5313番	畑	畑	342㎡	342.40㎡	342.40㎡
北ノ丸	5316番	畑	畑	38㎡	38.22㎡	38.22㎡
北ノ丸	5321番	畑	畑	2,174㎡	2,174.44㎡	2,174.44㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 土地所有者の住所及び氏名
不明。ただし、
(法人登記簿上の住所)土佐市新居968番地のイ
(送達場所 代表役員の住所)土佐市高岡町乙2443番地
宗教法人新居神社 代表役員 池田 壽志
又は
次の(1)から(106)までのとおり(登記名義人又はその相続人)
(1) 兵庫県尼崎市食満六丁目4番12号

- (2) 兵庫県尼崎市若王寺二丁目3番27号 喫茶恵美
持分3,456分の2 近澤 深一
- (3) 高知市神田308番地1 サンハイツⅡ205号
持分3,456分の2 近澤 浩二
- (4) 高知市神田308番地1 サンハイツⅡ205号
持分3,456分の1 森田 文憲
- (5) 登記名義人 持分144分の1 亡中内善時相続人不明。
ただし、判明している相続人
高知市潮新町一丁目11番29号 中内 兼子
高知市玉水町66番地 鹿取 良子
高知市潮新町一丁目11番29号 中内 美智子
高知市瀬戸西町二丁目148番地 高添 英子
高知市潮新町一丁目11番29号 中内兼子方 中内 久子
高知市土居町11番16号 山口 藤子
- (6) 登記名義人 持分144分の2 亡坂本實太郎相続人
静岡県富士市今泉3481番地の12
持分324分の1 坂本 高彦
高知市追手筋二丁目3番22号
持分648分の1 山本 孝子
高知市中須賀町182番地
持分3,888分の1 山本 ひろ子
高知市中須賀町182番地 持分3,888分の1 山本 司
大分県佐伯市東町18番27号 安井アパートB-1-2
持分3,888分の1 谷川 治子
兵庫県尼崎市杭瀬寺島一丁目8番4号
持分3,888分の1 中川 まさえ
愛媛県西条市三津屋117番地2
持分3,888分の1 堀端 やえの
愛知県名古屋市中東区牧の里三丁目501番地(県営高針住宅4棟317号) 持分3,888分の1 永井 梅香
土佐市宇佐町宇佐1000番地
持分648分の5 坂本 守彦
- (7) 登記名義人 持分144分の1 亡森澤八百馬相続人不明。ただし、判明している相続人
高知市神田23番地1 県住R6-506号 池 稔
高知市一宮中町二丁目8番48号 一宮タワーレジデンス501号 高橋 弘子
栃木県小山市横倉新田94番地1 池 博
高知市中万々158番地19 芝崎 代志子
吾川郡いの町天王南五丁目5番地4 池 慶介
吾川郡春野町弘岡上2121番地1 深瀬 清子
愛知県名古屋市中天白区天白町野並字境根2006番地の26(サンハウス相生山4H号) 深瀬 眞記
石川県小松市土居原町504番地1 深瀬 健

- 住所不明 森澤 子未
吾川郡春野町秋山324番地 橋本 幸恵
住所不明 森澤 幸男
2718 Land Park Drive Sacramento, Calif 95818 U.S.A.
(アメリカ合衆国カリフォルニア州サクラメント市ランドパーク通り2718) 森澤 隆雄
高知市百石町一丁目10番13号 森澤 正子
吾川郡春野町東諸木1445番地 岡崎 絹子
吾川郡春野町東諸木1445番地 岡崎 敬藏
高知市朝倉己851番地15 宮本 秀子
高知市南はりまや町一丁目17番18号 アルクビル2F 坂野 静恵
高知市はりまや町一丁目7番10号 松崎 桂子
吾川郡春野町秋山318番地 川島 浩
吾川郡春野町芳原2471番地 上田 佐智子
吾川郡春野町芳原2471番地 上田 四郎
吾川郡春野町芳原2445番地2 上田 美千代
住所不明 森澤 秀雄
- (8) 登記名義人 持分144分の1 中内秀吉生死不明。ただし、
住所不明 持分144分の1 中内 秀吉
又は
持分144分の1 亡中内秀吉の相続人
兵庫県伊丹市梅ノ木一丁目2番9号
持分432分の1 古澤 重子
大阪府大阪市淀川区野中南二丁目2番3-514号
持分432分の1 石田 由記子
大阪府大阪市淀川区田川一丁目6番12号
持分432分の1 中内 勝彦
- (9) 登記名義人 持分144分の1 亡中内彦進相続人
土佐市新居2230番地2 持分864分の1 弘光 浩子
高知市福井町1113番地46
持分2,592分の1 島田 千佐子
高知市神田500番地1 持分2,592分の1 弘光 啓二
土佐市高岡町甲1684番地3
持分2,592分の1 羽方 みほ
#130-2721 Atlin Place Coquitlam, B.C. Canada V3C 5B1
(カナダブリティッシュコロンビア州コキットラム市アトリン町130-2721) 持分432分の1 中内 忠夫
土佐市新居2328番地 持分432分の1 中内 恒夫
- (10) 登記名義人 持分144分の1 亡徳永虎之助相続人不明。ただし、判明している相続人
愛媛県西条市周布376番地2 岡田 和子

<p>吾川郡春野町森山196番地 3 上田 静雄 大阪府柏原市清州一丁目 3 番18号 井村 絹江 高知市薊野中町14番10号 コーポ岸本 1 階 2 号室 村岡 茂保 安芸郡田野町825番地 4 小笠原 榮子 土佐市新居2231番地 2 横川 幸男 (11) 京都府京都市右京区西京極南大入町85番地 小堀マン ション新館 A-1 持分2,160分の 3 中ノ内 聡 (12) 住所不明 持分144分の 1 中内 迪夫 (13) 登記名義人 持分144分の 1 亡中内一二三相続人不明。 ただし、判明している相続人 東京都目黒区五本木一丁目 4 番 3 号 中内 ちゑ子 東京都品川区東大井一丁目11番地 7-322号 三浦 眞琴 神奈川県横浜市緑区東本郷二丁目18番18号 大谷 亮子 滋賀県栗東市六地藏460番地71 曾我部 映子 静岡県田方郡函南町桑原880番地の112 大石 幹子 神奈川県大和市上草柳八丁目13番11号 大石 純子 東京都三鷹市井の頭二丁目32番23号 中内 俊作 住所不明 近澤 三重 土佐市宇佐町宇佐775番地の 1 橋村 知津子 土佐市宇佐町宇佐688番地の 3 西村 猛夫 吾川郡いの町枝川2402番地 8 岡村 良一 安芸郡東洋町河内24番地29 中平 勝 大阪府豊中市服部南町三丁目 3 番18号 節田 操 大阪府松原市天美我堂一丁目202番地の10 310号 竹村 仁美 大阪府大阪市阿倍野区西田辺町一丁目 6 番13号 由岐 典子 三重県松阪市嬉野中川町503番地227 岡野 亜子 東京都柏江市和泉本町一丁目36番 1-306号 田中 公子 須崎市浦ノ内灰方183番地 中平 妙子 (14) 住所不明 持分144分の 1 坂本 寅吉 (15) 高知市塩屋崎町二丁目10番37号 コーポ山中 1 F 西 持分5,184分の 1 田村 早智江 (16) 愛知県海部郡大治町砂子字千手堂650番地 アメニティ 大治二番館604号 持分5,760分の 1 石垣 和美 (17) 愛知県海部郡大治町砂子字千手堂650番地 アメニティ 大治二番館1107号 持分5,760分の 1 福田 きみよ (18) 兵庫県西宮市霞町 1 番 5 号 クレール夙川101号 持分1,440分の 1 北岡 千花 (19) 香川県丸亀市土器町東五丁目443番地 持分432分の 1 中島 和雄 (20) 東京都渋谷区神山町27番 2-203号</p>	<p>持分432分の 1 中島 光生 (21) 東京都東村山市青葉町二丁目15番地62 持分5,184分の 1 北山 正生 (22) 東京都西東京市住吉町二丁目 8 番12号 持分5,184分の 1 北山 泰彦 (23) 香南市香我美町岸本996番地73 持分1,728分の 1 長山 澄子 (24) 吾川郡いの町6406番地10 持分576分の 1 川崎 博之 (25) 登記名義人 持分144分の 1 亡北山熊彦相続人不明。 ただし、判明している相続人 高知市九反田 7 番 9 号 大岩 幸子 吾川郡春野町弘岡下544番地 1 福永 須磨子 吾川郡いの町池ノ内690番地 上田 博司 高知市大膳町 6 番 6 号 上田 彰彦 吾川郡いの町天王北三丁目 4 番地 1 大岩 眞由美 大阪府大阪市中央区上本町西一丁目 4 番12号 久米文化 104 安養寺 昌治 神奈川県相模原市麻溝台七丁目24番16号 居藏 ナガ子 兵庫県神戸市須磨区竜が台一丁目12番地 33号棟1203号 安養寺 鶴子 兵庫県神戸市須磨区竜が台一丁目12番地 33号棟1203号 安養寺 倫章 兵庫県神戸市須磨区竜が台一丁目12番地 33号棟1203号 安養寺方 阿部 香織 兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北一丁目107番地 水口 光子 兵庫県姫路市東山175番地18 水口 正弥 兵庫県加古川市尾上町今福430番地の24 榎原 美紀 大阪府大阪市阿倍野区阪南町三丁目 7 番17号 北山 秀子 三重県名張市桔梗が丘 1 番町 3 街区10番地 古川 喜久 滋賀県大津市仰木の里東二丁目 4 番26号 古川 勝英 京都府八幡市美濃山御幸 6 番地14 山本 理恵 大阪府大阪市阿倍野区阪南町三丁目 7 番17号 北山 優美 兵庫県神戸市北区藤原台南町五丁目 5 番 2 号 北山 和男 土佐市新居1768番地 森本 順子 宮崎県児湯郡高鍋町持田3186番地 成岡 榮一 宮崎県宮崎市江平東町11番地 6 フラワーマンション江 平904号 松浦 久美子 高知市鏡川町41番地 山岡 三重 高知市朝倉丙1552番地 4 安岡 彰子 愛知県蒲郡市西浦町龍田10番地 3 中西 香南子</p>	<p>千葉県富里市日吉台四丁目 3 番地 1 C棟406号 中西 公章 大阪府大東市南郷町14番102号 島田 信 吾川郡春野町西分2693番地 1 川崎 眞雄 高知市瀬戸二丁目 4 番15号 濱田 一美 神奈川県横須賀市野比三丁目36番 8-304号 川崎 法明 吾川郡春野町東諸木2768番地 川崎 秀法 吾川郡春野町南ヶ丘五丁目 8 番地15 安並 修 吾川郡春野町南ヶ丘五丁目 8 番地15 安並 真理子 広島県廿日市市阿品三丁目 1 番 9-1106号 安並 徹 埼玉県志木市館二丁目 3 番 7-1209号 安並 裕 兵庫県加古川市野口町野口431番地の 6 吉良 典子 兵庫県加古川市野口町野口431番地の 3 吉良 守史 兵庫県加古川市野口町野口431番地の 6 吉良 崇 大阪府大阪市東淀川区大桐一丁目 5 番 4 号 合田ハイッ 203号 吉良 淳 兵庫県神戸市西区美賀多台五丁目13番地の 4 辻 英子 東京都世田谷区喜多見六丁目17番10号 篠貴 佳代 高知市長浜658番地 高橋 章 高知市長浜658番地 高橋 二郎 吾川郡春野町弘岡上1553番地 高橋 富美枝 吾川郡春野町弘岡中894番地 高橋 久美 吾川郡春野町弘岡上1553番地 高橋 法生 吾川郡春野町平和567番地 吉岡 乃里江 (26) 登記名義人 持分144分の 1 亡松岡鹿太郎相続人不明。 ただし、判明している相続人 愛媛県松山市土居田町57番地 1 コーポ永木107号 徳岡 明子 愛媛県松山市堀江町甲990番地の 1 松田 洋子 愛媛県松山市堀江町甲990番地 1 山本 啓子 愛媛県松山市高砂町一丁目 4 番地37 松田 賢三 大阪府高槻市沢良木町16番 8-406号 松岡 律子 奈良県北葛城郡上牧町米山台一丁目15番 3 号 松岡 博行 兵庫県神戸市垂水区神和台三丁目 9 番地の 9 松尾 えり子 大阪府高槻市天川町 7 番32-206号 小西 鈴代 大阪府高槻市沢良木町16番 8-406号 松岡 晴夫 高知市長浜宮田2000番地 高知競馬場厩舎団地第 5 号東 松岡 利男 高知市比島町二丁目14番21号 浜川方 松岡 文男 土佐市高岡町丙21番地19 松岡 花香 土佐市高岡町丙21番地19 松岡 茂男 土佐市新居170番地 2 望岡 美知子</p>
---	---	---

土佐市新居2561番地18 土佐市宇佐町宇佐67番地の6 土佐市宇佐町宇佐67番地の6 土佐市新居683番地 福岡県北九州市小倉南区横代374番地4 東京都足立区入谷八丁目2番2-103号 (27) 229/6 sukhumvit 49 klongton wattana bangkok 10110 thailand (タイ国バンコク都ワッタナー区クロンタン町スクムビット路49小路229/6) (28) 土佐市永野627番地 (29) 土佐市宇佐町宇佐2042番地の3 (30) 室戸市領家590番地8 (31) 土佐市宇佐町宇佐2042番地の3 (32) 土佐市宇佐町宇佐1208番地 (33) 大阪府泉南郡熊取町長池1番12-204号 (34) 登記名義人 持分144分の1 亡細木彦定相続人不明。ただし、判明している相続人 兵庫県西宮市高須町一丁目2番24-509号 西村 昌子 大阪府河内長野市清見台四丁目19番1-208号 細木 正秀 居所不明。ただし、住民票住所 兵庫県神戸市西区王塚台一丁目3番地 ビラージュ王塚台105号 細木 政幸 高知市本町三丁目4番17号 秋山 浩江 高知市はりまや町二丁目11番12号 岩崎 時恵 (35) 登記名義人 持分3,456分の3 亡渡辺孝夫相続人不明。ただし、亡渡辺孝夫の相続人 (36) 兵庫県洲本市五色町鳥飼浦2277番地3 (37) 登記名義人 持分864分の3 亡中内隆夫相続人 東京都稲城市大丸438番地の3 (38) 居所不明。ただし、住民票住所 香川県高松市国分寺町新居58番地3 (39) 高知市長浜5201番地3	松岡 邦夫 椋本 光男 椋本 幹男 福留 砂子 吉弘 キヌ 渡邊 千夜子 森岡 正史 矢野 鈴 清水 悦子 山崎 忠士 山崎 訓 宮尾 恵津美 堀場 佐代 亡細木彦定相続人不明。ただし、判明している相続人 西村 昌子 細木 正秀 ビラージュ王塚台105号 秋山 浩江 岩崎 時恵 亡渡辺孝夫の相続人 渡辺 敬一 亡中内隆夫相続人 中内 あきら 府中多摩川通り住宅2号棟725号室 桑名 みちる 亡渡辺孝夫の相続人 小山 千鶴 竹澤 悦子	(40) 南国市元町一丁目6番3号 (41) 東京都江東区大島二丁目18番16号 (42) 京都府京都市右京区太秦朱雀町1番地5 (43) 岐阜県岐阜市鏡島1641番地 (44) 静岡県袋井市川井852番地の10 (45) 神奈川県横浜市神奈川区中丸29番地 (46) 大阪府大阪市大正区三軒家東一丁目16番5-505号 (47) 登記名義人 持分432分の1 亡奥野梅太郎相続人 大阪府大阪市港区磯路三丁目1番18号 兵庫県尼崎市神田中通九丁目298番地の5 兵庫県尼崎市若王寺三丁目10番4号 (48) 住所不明 (49) 兵庫県神戸市垂水区宮本町2番17号 (50) 福岡県福岡市西区今宿三丁目2番46-101号 (51) 熊本県熊本市画図町下江津259番地7 (52) (住民票住所) 東京都八王子市南大沢五丁目6番地2-302 (居 所) 東京都八王子市南大沢四丁目10番地10-907 (53) 住所不明。ただし、戸籍の附票上の住所 アメリカ合衆国カリフォルニア州ベニス420 (54) 熊本県熊本市池上町524番地 (55) 登記名義人 持分144分の1 亡横川國實相続人不明。ただし、判明している相続人 大阪府柏原市旭ヶ丘二丁目5番10号 大阪府柏原市旭ヶ丘二丁目5番10号 大阪府堺市南区御池台1丁目9番5号 吾川郡いの町3824番地	松岡 佐知子 ラ・メゾン宇田川302 シャトル朱雀602 後藤 美由紀 後藤 孝行 安井 繁野 松岡 洋明 野本 輝之 野本 恵子 亡奥野梅太郎相続人 ソレイユ磯路301号 奥野 裕志 奥野 明夫 奥野 良子 奥野 誠二 久保 正恵 橋本 扶美 岩崎 雅嗣 岩崎 文弘 佐藤 幸男 佐藤 敏子 余宮 美智子 横川 敬信 横川 睦子 田岡 文 新谷 茂子	吾川郡いの町3824番地 吾川郡いの町天王南六丁目5番地1 高知市旭駅前町33番地 中華民国台北市士林區忠誠路2段18号12F 土佐市新居987番地 高知市薊野東町14番8号 高知市薊野東町14番8号 (56) 登記名義人 持分144分の1 亡市木守知相続人 大分県玖珠郡九重町湯坪506番地の1 大分県別府市鶴見2021番地 大分県別府市上野口町22番4号 大阪府豊中市北緑丘三丁目1番5-101号 香川県高松市牟礼町原56番地27 東京都杉並区宮前四丁目23番12-403号 東京都目黒区五本木二丁目1番10号 東京都福生市福生887番地2 兵庫県尼崎市大庄西町二丁目28番21号 市木博生死不明。ただし、住所不明 又は 亡市木博相続人不明。ただし、亡市木博の相続人 (57) 登記名義人 持分144分の1 亡市木秀太郎相続人不明。ただし、判明している相続人 吾川郡春野町仁ノ1671・1672番地 東京都三鷹市新川二丁目14番24号 安芸市赤野乙69番地ハ 愛媛県松山市築山町7番7号 207号 (住民票住所) 大阪府東大阪市大蓮北四丁目5番33号 (居 所) 大阪府東大阪市柏田西一丁目9番11号 (住民票住所) 大阪府東大阪市渋川町三丁目13番9号 (居 所) 大阪府東大阪市柏田西一丁目9番11号	新谷 浅治 伊藤 由賀 中田 美恵 池 信二郎 久保 一男 市木 智子 市木 美由紀 市尾 凌一 市木 康男 市木 芳則 原田 和恵 廣瀬 由香里 小林 志緒 市木 香代 市木 美江 田尾 幸男 市木 博 山形 源一 山形 敬介 池田 克也 三原 節子 森田 陽治 森田 とみゑ
---	---	--	---	---	---

<p>大阪府八尾市東山本町一丁目2番23号 田中 美知子 神奈川県川崎市多摩区菅城下13番23号 志浦 克子 神奈川県川崎市多摩区菅城下13番23号 志浦 輝昭 神奈川県川崎市多摩区菅城下13番23号 志浦 寛相 神奈川県横浜市金沢区能見台東8番C-802号</p> <p>吾川郡いの町枝川3057番地11 田村 建志 吾川郡春野町甲殿615番地 中山 雅夫 吾川郡春野町仁ノ1456番地 土居 愛子 吾川郡春野町東諸木3271番地 中村 郷美 香美市土佐山田町宮前町2番18号 アメニティ21・A棟 横田 艶子 202号室 近澤 記代 高知市大津乙453番地7 中村 孝明 (住民票住所)高知市潮新町二丁目1番61号 (居 所)高知市神田538番地7 西岡 潤子 岡山県倉敷市西阿知町新田31番地11 (コーポみやび C-201号) 西岡 毅彦 高知市八反町二丁目11番24-102号 県営住宅2号棟 小山 義文 高知市高須一丁目9番10号 セジュール小松2・202号 清遠 万里子 高知市瀬戸西町二丁目271番地 市木 満里子 高知市横浜新町五丁目734番地 市木 憲一 高知市横浜新町三丁目1209番地 産田 弘 土佐市新居105番地 近澤 小夜 土佐市新居216番地の1 小山 賢一 土佐市新居218番地の12 小山 泰明 土佐市新居221番地の2 森田 明子 土佐市新居951番地 松岡 基容子 吾川郡いの町天王南八丁目1番地3 松岡 哲也 三重県津市安濃町曾根774番地3 コーポ安濃B-205号 松岡 浩二郎 土佐市波介1474番地 市原 圓 土佐市新居984番地 松岡 與加郎 土佐市新居984番地 松岡 芳子 土佐市新居994番地 市木 源幸 土佐市新居995番地の1 市木 海男 土佐市用石762番地 森岡 廣子 南国市岡豊町蒲原160番地の73 田村 建司 埼玉県鶴ヶ島市新下田590番地20 市木 則衛 神奈川県足柄上郡中井町松本821番地1 松岡 義澄 東京都八王子市散田町二丁目54番15号 朝日ヶ丘団地 鈴木 靖枝 東京都杉並区成田東二丁目36番14-309号 グリーンハ イツ 松崎 嘉代</p>	<p>広島県福山市駅家町服部永谷317番地5 若井 忠登 大阪府吹田市高野台二丁目1番B45-605号 濱松 壽男 東京都世田谷区千歳台六丁目2番6号 東條 大輔 埼玉県さいたま市南区根岸五丁目17番13-803号 東條 捷代 埼玉県さいたま市南区根岸五丁目17番13-803号 大戸 美和 土佐市宇佐町宇佐1767番地 友近 久子 香美市土佐山田町2452番地13 濱崎 順子 山口県下関市豊浦町川棚6929番地4 永嶋 文男 高岡郡佐川町黒原5346番地 井上 照子 (住民票住所)高岡郡越知町越知甲1370番地 (居 所)高岡郡佐川町丙3630番地 カフェ楓 山本 幸代 久万 ミドリ 高岡郡佐川町甲1721番地8 松田 駿 福岡県福岡市城南区友泉亭5番3号 松田 峻 福岡県福岡市西区今宿上ノ原254番地24 松田 忠 福岡県福岡市西区今宿上ノ原254番地86 結城 忠子 高岡郡佐川町庄田62番地1 結城 宗廣 高岡郡佐川町庄田62番地1 岡林 節子 高岡郡佐川町乙2432番地26 岡林 節子 高岡郡佐川町乙2063番地8 結城 朝光 大阪府堺市中区東山719番地1 グループホームひがし やま 森 文子 広島県広島市佐伯区薬師が丘一丁目12番3号 岡田 喜佐子 広島県広島市西区草津梅が台7番6-203号 木村 純子 広島県広島市西区草津東二丁目16番12-205号 木本 道子 広島県広島市南区向洋新町一丁目23番15-1003号 岡田 義和 広島県広島市南区仁保四丁目17番43号 福島 幸香 広島県広島市南区仁保三丁目34番14号 小松 照幸 岡山県倉敷市北畝三丁目2番40号 小松 美和香 神奈川県横浜市栄区飯島町527番地 飯島団地2街区4 棟203号 柳 美乃恵 広島県広島市東区二葉の里二丁目1番1-9-306号 室矢 八重美 広島県広島市南区翠五丁目13番15号 小松 千代江 広島県安芸高田市高宮町羽佐竹1859番地 丸原 敏行 広島県広島市西区三篠町三丁目8番12-201号 浦中 恵美子 広島県広島市西区草津東一丁目3番33号 玉田 暎子</p>	<p>広島県広島市西区中広町一丁目2番3号 西元 コスエ 高岡郡越知町野老山2237番地 小田 墨枝 土佐市新居153番地1 森田 巖 高知市針木東町16番16号 尾形 英子 高知市針木東町16番18号 藤田 重子 土佐市新居4673番地の2 松岡 美恵 高知市北高見町191番地2 新谷 福壽 高知市新屋敷一丁目18番4-9号 森本ハイッ103号室 新開 明博 (住民票住所)高知市知寄町二丁目2番41-605号 (居 所)高知市布師田3604番地1 新開 正人 土佐市新居287番地の1 井元 春野 土佐市新居153番地 森田 孝一 (58) 登記名義人 持分144分の1 亡近澤久次郎相続人不明。ただし、判明している相続人 大阪府大阪市西成区天下茶屋東二丁目14番18号 近澤 頼恵 大阪府大阪市旭区大宮五丁目12番21-208号 近澤 久哉 香川県綾歌郡宇多津町2628番地490 近澤 久記 神奈川県横浜市中区本牧和田7番19号 本牧タウンハウ スC-3号室 松本 貴子 吾川郡春野町仁ノ3083番1地 濱口 泰明 高知市宇津野28番地の6 矢野 敏 高知市栄田町9番26号 近澤 利衛 吾川郡春野町南ヶ丘九丁目3番地10 藤松 明美 土佐市新居967番地の3 近澤 健二郎 土佐市新居4677番地の8 近澤 眞澄 島根県浜田市三隅町岡見1950番地2 寺田 和哉 東京都武蔵野市吉祥寺北町四丁目13番5-203号 吉祥 寺北町ハイム 亀井 彌生 東京都世田谷区上北沢五丁目48番2-303号 山下 正彌 (59) 福岡県福岡市南区三宅一丁目6番29-203号 門田 壽則 持分576分の1 (60) 土佐市新居4680番地の1 持分432分の1 松岡 直一 (61) 高知市比島町三丁目4番5号 市住115号 持分144分の1 森田 朝子 (62) 登記名義人 持分144分の1 亡森田清美相続人 大阪府八尾市龍華町二丁目1番20-1910号 持分15,552分の11 大崎 節 高知市比島町一丁目10番18号 持分62,208分の11 竹村 真弓 高知市東久万134番地1 ドルフ東久万103</p>
--	---	--

<p>持分62,208分の11 山本 真規 高知市中水道 8 番 8 号</p> <p>持分31,104分の11 森田 香代子 住所不明。ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市</p> <p>持分1,728分の1 森田 里喜 高知市中水道 8 番 8 号</p> <p>持分5,184分の11 森田 時美 土佐市新居2355番地の2</p> <p>持分10,368分の11 森澤 篤彦 吾川郡いの町天王南九丁目1番地8</p> <p>持分10,368分の11 森澤 英祐 土佐市新居687番地の1</p> <p>持分15,552分の11 森田 慎一郎 (63) 登記名義人 持分144分の1 亡松岡政治相続人不明。ただし、判明している相続人 住所不明。ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジルサンパウロ州サントアマロ市セナドールダクタス町110 松岡 茂 Rua Jose' Bonifacio 243 Atibaia Est de Sao Paulo Brasil (ブラジル連邦共和国サンパウロ州アチバイア市ジョゼボニファシオ通り243) 松岡 美恵子 住所不明 松岡 春壽 住所不明 松岡 正夫 住所不明 松岡 次郎 住所不明 松岡 三郎 (64) 北海道砂川市西2条北六丁目1番12号 持分972分の1 籠尾 治光 (65) 北海道美唄市東5条北四丁目5番22号 持分972分の1 西村 美智子 (66) 北海道美唄市東5条北四丁目1番20号 持分972分の1 籠尾 幸雄 (67) 登記名義人 持分144分の1 亡小山茂秋相続人 大阪府大阪市大正区平尾四丁目10番18号 持分432分の1 小山 典男 大阪府大阪市平野区瓜破西三丁目2番41号 持分864分の1 長井 貞郎 奈良県香芝市真美ヶ丘四丁目2番20号 持分2,592分の1 長井 崇 大阪府大東市氷野三丁目10番89号 持分2,592分の1 宮川 由佳 大阪府堺市堺区向陵東町1丁2番18号 持分864分の1 河本 彰 神奈川県横浜市港北区大曽根三丁目16番17-8号 持分2,592分の1 小島 美穂</p>	<p>大阪府堺市堺区向陵東町1丁2番18号 持分2,592分の1 河本 晃伸 大阪府大阪市西成区南津守四丁目1番33号 持分2,592分の1 中官 志穂 大阪府大阪市平野区瓜破西三丁目2番41号 持分2,592分の1 長井 禎範 (68) 高知市比島町三丁目4番5号 市住131号 持分720分の1 久保 長子 (69) 東京都港区南青山七丁目7番17号 持分5,184分の2 石川 明子 (70) 登記名義人 持分144分の1 亡細木万枝相続人 須崎市押留680番地 持分144分の1 久保 扶起子 (71) 登記名義人 持分144分の1 亡中平貞衛相続人不明。ただし、判明している相続人 高知市土佐山111番地5 和田 貴子 吾川郡いの町天王南四丁目4番地17 國澤 利久 吾川郡いの町波川331番地1 國澤 英誠 高知市昭和町5番8号 仲松 麻美子 高知市福井東町34番24号 大久保 和子 高知市新屋敷二丁目19番16号 コーポ久松302 山本 登志江 岡山県備前市浦伊部862番地 中平 泰美 岡山県瀬戸市市長船町長船552番地12 田中 美佐 岡山県和気郡和気町日室526番地162 井上 淑子 (72) 登記名義人 持分720分の1 亡富井富子相続人不明。ただし、判明している相続人 香川県高松市屋島中町58番地2 塩田 絹子 高知市梅ノ辻18番18号 矢野 祐子 高知市菜園場町4番13号 岡 美穂 香南市野市町母代寺504番地 玉田 美佐 東京都中央区日本橋浜町三丁目28番7-302号 富井 勇三 (73) 登記名義人 持分1,152分の1 亡矢野米子相続人 住所不明 持分5,760分の2 矢野 博 埼玉県鴻巣市赤見台二丁目2番10-204号 駅前プラザ 持分5,760分の2 長谷部 美鈴 和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地702 持分5,760分の1 村脇 恵美 (74) 住所不明 持分2,304分の1 矢野 博 (75) 東京都府中市宮町一丁目34番地の14 デュオ府中401 持分3,456分の1 上原 啓子 (76) 東京都府中市緑町三丁目17番地の10 持分3,456分の1 矢野 祐子 (77) 住所不明 持分1,152分の1 本多 知行 (78) 登記名義人 持分144分の1 亡中内俊視相続人</p>	<p>大阪府大阪市西区九条南二丁目27番21-205号 持分864分の1 伴仲 香代 大阪府大東市朋来一丁目44番801号 持分864分の1 中内 茂幸 高知市北本町三丁目9番24号 持分864分の1 秋山 敏雄 大阪府東大阪市新上小阪7番1-1104号 持分288分の1 中内 博子 (79) 高知市升形3番2号 持分288分の1 三木 定枝 (80) 大阪府大阪市港区池島二丁目6番26-203号 持分144分の1 門田 祐利 (81) 登記名義人 持分144分の1 亡門田次徳相続人 土佐市新居2028番地 持分288分の1 門田 都子 高知市西塚ノ原160番地37 持分864分の1 山戸 典子 愛知県西加茂郡三好町福田字権現山28番地1 持分864分の1 門田 幸彦 高知市大津乙1822番地1 サーパス大津404 持分864分の1 岡村 安信 (82) 登記名義人 持分144分の1 亡中内等相続人不明。ただし、亡中内等の相続人 持分144分の1 亡中内等の相続人 (83) 兵庫県神戸市中央区港島中町三丁目2番地の6 エバーグリーンポートアイランド2号棟501号 持分432分の1 田村 喬子 (84) 登記名義人 持分144分の1 亡中島高相続人不明。ただし、亡中島高の相続人 持分144分の1 亡中島高の相続人 (85) 京都府京都市中京区西ノ京池ノ内町18番地 持分864分の3 細木 誠 (86) 登記名義人 持分144分の1 亡寺村元亘相続人不明。ただし、判明している相続人 高知市下島町65番地 武村 博子 東京都立川市高松町三丁目15番11号 栄荘102号 徳弘 達男 香川県丸亀市飯山町東坂元3580番地155 高井 千鶴子 四万十市渡川三丁目10番41号 林 正榮 (87) 高岡郡佐川町乙2340番地 持分2,160分の3 村上 千枝 (88) 登記名義人 持分144分の2 亡中内清相続人不明。ただし、判明している相続人 茨城県北相馬郡利根町布川618番地14 中内 輝幸 神奈川県藤沢市鶴沼松が岡三丁目8番32号 中内 艶 神奈川県横須賀市秋谷二丁目19番3号 井上 美佐恵 神奈川県横浜市戸塚区下倉田町1479番地166 中森 彰子</p>
--	---	--

千葉県柏市松葉町一丁目12番地 25棟402号
 中内 忠彦
 東京都小平市学園東町三丁目2番2-6号
 藤尾 香津恵
 東京都調布市柴崎一丁目63番地1 ガーデンハイッ調
 布・柴崎305 中内 道子
 東京都中野区鷺宮二丁目8番10号 中内 邦雄
 東京都日野市高幡1018番地の3 下田 麻津子
 神奈川県藤沢市鶴沼松が岡三丁目8番32号 今尾 範子
 東京都世田谷区豪徳寺二丁目3番13号 田中 禮子
 東京都中野区鷺宮二丁目8番10号 中内 隆
 愛知県名古屋市中区泉二丁目22番22号 市原 恒夫
 愛知県名古屋市中区泉二丁目22番22号 市原 富子
 愛知県名古屋市中区泉二丁目22番22号 市原 純之介
 愛知県名古屋市中区明月町一丁目18番地 市原 敬子
 愛知県名古屋市中区出来町二丁目8番8号 (ザ・シー
 ン徳川園1506号) 市原 茂博
 愛知県名古屋市中区泉二丁目22番21号 (K's
 Garden 泉701号) 久保 きよ子
 (89) 登記名義人 持分144分の1 亡久保仲重相続人
 大阪府四條畷市原台三丁目13番20号
 持分1,728分の1 久保 満
 土佐市新居1027番地の1 持分864分の1 久保 一男
 吾川郡春野町西畑1021番地
 持分864分の1 矢野 美恵子
 兵庫県伊丹市北河原三丁目1番15-2号
 持分864分の1 久保 貞子
 兵庫県伊丹市北河原三丁目1番15-2号
 持分1,728分の1 久保 進
 兵庫県神戸市兵庫区塚本通六丁目1番9-902号
 持分432分の1 寺田 直美
 (90) 登記名義人 持分144分の1 亡久保久徳相続人
 大阪府豊中市立花町二丁目7番27号
 持分432分の1 久保 裕隆
 大阪府豊中市東泉丘三丁目4番B-105号
 持分432分の1 植田 智子
 兵庫県神戸市東灘区深江本町二丁目10番22-101号
 持分432分の1 久保 謙二
 (91) (住民票住所) 大阪府東大阪市大蓮北四丁目5番33号
 (居 所) 大阪府東大阪市柏田西一丁目9番11号
 昌栄ハイッ201
 持分864分の2 森田 陽治
 (92) 登記名義人 持分1,440分の2 亡森田千鶴亀相続人
 神奈川県横浜市港北区鳥山町673番地1 シャイン8鳥
 山 森田方 持分2,160分の1 森田 あや

神奈川県横浜市港北区鳥山町673番地の1 シャイン8
 鳥山 持分2,160分の1 森田 律
 神奈川県横浜市鶴見区岸谷一丁目18番9号
 持分2,160分の1 森田 優子
 (93) 土佐市新居603番地3 持分4,320分の2 松岡 義孝
 (94) 愛知県東海市加木屋町辻ヶ花3番地の9
 持分4,320分の2 松岡 俊二
 (95) 居所不明。ただし、住民票住所
 神奈川県川崎市川崎区大師河原二丁目2番2-601号
 第2出来野マンション 持分4,320分の2 松岡 昌則
 (96) 奈良県北葛城郡上牧町米山台一丁目15番3号
 持分1,152分の1 松岡 博行
 (97) 兵庫県神戸市垂水区神和台三丁目9番地の9
 持分1,152分の1 松尾 えり子
 (98) 大阪府高槻市天川町7番32-206号
 持分1,152分の1 小西 鈴代
 (99) 登記名義人 持分144分の1 亡久保貞次相続人不明。ただし、亡久保貞次の相続人
 持分144分の1 亡久保貞次の相続人
 (100) 吾川郡春野町森山175番地2
 持分864分の1 籠尾 豊美
 (101) 高知市廿代町1番6号 K'Sフラット7F
 持分2,592分の1 籠尾 涼美
 (102) 吾川郡春野町森山175番地2
 持分2,592分の1 籠尾 和嘉雄
 (103) 愛知県豊田市寿町八丁目60番地1 サンハイッ大豊
 1E号 持分1,152分の1 中島 寛
 (104) 登記名義人 持分144分の1 亡中島元良相続財産
 相続財産管理人不明。ただし、亡中島元良相続財産 相
 続財産管理人 不明
 持分144分の1
 亡中島元良相続財産 相続財産管理人不明
 (105) 登記名義人 持分144分の1 亡森沢林太郎相続財産
 相続財産管理人不明。ただし、亡森沢林太郎相続財産
 相続財産管理人 不明
 持分144分の1
 亡森沢林太郎相続財産 相続財産管理人不明
 (106) 登記名義人 持分144分の1 亡田所庫相続人不明。
 ただし、判明している相続人
 大阪府河内長野市向野町769番地 <13-606号>
 森 和昭
 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目2番地の1 神戸
 パークシティ3号棟1104号 濱田 和英
 吾川郡いの町1475番地50 森 和哉
 奈良県北葛城郡上牧町片岡台一丁目13番地3 森 牧彦

大阪府茨木市山手台三丁目16番12号 瀬田 ゆかり
 土佐市高岡町乙227番地の8 井上 増水
 土佐市塚地1055番地 宮尾 千鶴
 土佐市塚地716番地 井上 昭二
 土佐市高岡町甲391番地1 井上 眞幸
 土佐市本村1093番地の3 小松 美重子
 埼玉県上尾市小敷谷854番地1 誠勇ビル301 井上 正
 埼玉県上尾市小敷谷854番地1 誠勇ビル301
 佐々木 さち
 広島県広島市佐伯区利松一丁目30番2-302号
 山本 哲嗣

5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成19年10月10日

~~~~~  
 土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成19年11月2日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・吾川郡春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土佐市新居地内

| 字   | 地番      | 地目  |    | 地積  |        | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|-----|---------|-----|----|-----|--------|-------------------|
|     |         | 登記簿 | 現況 | 登記簿 | 実測     |                   |
| 田所分 | 3683番20 | 畑   | 堤  | 19㎡ | 19.00㎡ | 19.00㎡            |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。  
 (「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦

覽に供する。)

- 4 土地所有者の住所及び氏名  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明。ただし、登記簿上の住所  
吾川郡春野村仁ノ 新階銀平
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成19年10月10日

~~~~~  
土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成19年11月2日
高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・吾川郡春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土佐市新居地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
裏判地	3920番2	畑	堤	102㎡	102.00㎡	102.00㎡
裏判地	3920番6	畑	堤	128㎡	128.00㎡	128.00㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 土地所有者の住所及び氏名
登記名義人 持分2分の1 亡北岡安亀相続人

- 吾川郡春野町仁ノ3097番地1
持分8分の1 北岡 健一郎
1214 Mckinley Dinuba, CA 93618 U.S.A.
(アメリカ合衆国カリフォルニア州ダイニューバ市マッキンリー1214)
持分8分の1 北岡 昇
382 W, Menlo Fresno, CA 93704 U.S.A.
(アメリカ合衆国カリフォルニア州フレズノ市メンロー382西)
持分8分の1 西島 みどり
2425 E, Hillcrest, Visalia, CA 93292 U.S.A.
(アメリカ合衆国カリフォルニア州バイセリア市ヒルクレスト2425東)
持分8分の1
JACK HIDEHIRO KITAOKA (ジャック ヒデヒロ 北岡)
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成19年10月10日